

川崎市木造住宅耐震診断士派遣決定通知書

川崎市指令 第 号
年 月 日

様

川崎市長

年 月 日に受け付けた川崎市木造住宅耐震診断申請について、川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第5条第4項に基づき、次のとおり診断士の派遣を行うことを決定しましたので通知します。

1 申請建築物

所在地 川崎市 区

申請者住所

申請者氏名

2 派遣診断士

診断士 フリがな 氏名	
診断士 事務所名	
診断士 連絡先	

3 注意事項

- (1) 本通知後、上記の派遣診断士から電話連絡がありますので、診断日について調整してください。
- (2) 上記の派遣診断士について、変更を希望する場合は30日以内に市長に申し出ることができます。
- (3) 本通知日から原則として45日以内に耐震診断を受けるよう努めてください。なお、申請を行った年度の12月末日までに着手できない場合は、耐震診断を行えないことがあります。
- (4) 現地調査等の結果、制度要件に該当しない事項が確認できた場合は、耐震診断を行えないことがあります。

第3号様式（第5条関係）

川崎市木造住宅耐震診断士の派遣を行わない旨の通知書

川崎市指令 第 号
年 月 日

様

川崎市長

年 月 日に受け付けた川崎市木造住宅耐震診断申請について、川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第5条第5項に基づき、診断士の派遣を行わないことを決定しましたので通知します。

1 申請建築物

所在地 川崎市 区
申請者住所
申請者氏名

2 診断士の派遣を行わない理由

川崎市木造住宅耐震診断士派遣変更決定通知書

川崎市指令 第 号
年 月 日

様

川崎市長

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって診断士の派遣を決定しましたが、次のとおり通知内容に変更が生じたので、川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第5条第7項に基づき、次のとおり通知します。

1 申請建築物

所在地 川崎市 区

申請者住所

申請者氏名

2 変更内容

診断士 氏名	ふりがな
診断士 事務所名	
診断士 連絡先	

3 診断条件の変更

- (1) 本通知日から原則として45日以内に耐震診断を受けてください。なお、申請を行った年度の12月末日までに着手できない場合は、耐震診断を行えないことがあります。

川崎市木造住宅耐震診断変更届

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって診断士の派遣決定を受けた建築物について、次の変更をしたいので、川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第7条第1項に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

1 申請建築物

所 在 地 川崎市 区

2 申請者

申請者住所

申請者氏名

申請者電話

3 変更内容

4 変更理由

4 添付図書

ア 変更内容を証する書類

受 付

川崎市木造住宅耐震診断取止届

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって診断士の派遣決定を受けた建築物について、次の理由により耐震診断の実施を取り止めたいので川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第8条の規定に基づき届け出ます。

1 申請建築物

所 在 地 川崎市 区

2 申請者

申請者住所

申請者氏名

申請者電話

3 耐震診断を辞退する理由

- 改修工事の費用に不安があるため
- 体調がすぐれないため
- スケジュールが合わないため
- 建て替えを検討するため
- その他

()

受 付

第7号様式（第9条関係）

川崎市木造住宅耐震診断士派遣決定取消通知書

川崎市指令 第 号
年 月 日

様

川崎市長

川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第9条の規定に基づき、耐震診断士派遣決定を取り消しましたので、次のとおり通知します。

1 申請建築物

所在地 川崎市 区

申請者住所

申請者氏名

2 耐震診断士派遣決定の通知番号

(年 月 日 川崎市指令 第 号)

3 耐震診断士派遣を取り消す理由

(参考)

川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施に係る
所有者の承諾書及び委任状

年 月 日

(あて先) 川崎市長

私(たち)は、下記建物において、川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱に基づき、耐震診断を行うことについて承諾するとともに、申請に伴う手続き一式を申請者()に委任します。

建築物の名		
建築物の所在地 (地番表記)		
所有者氏名*	所有者住所	印
備考		

※自署が困難な場合に限り押印をお願いします。